

出生

に関するおもな手続

総合支所・支所

マークのあるものは、東郷総合支所、各支所でも受付しています。

| 下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続をご自身で確認してください | 手続 | 必要なもの | 該当 | 受付窓口 | 受付済 |
|--|--|-------|----|---|-----|
| 住所 戸籍 お子さんのマイナンバー | マイナンバーカードの申請 ※後日、通知が国から郵送でされます (約1か月かかります) | | | 住民異動 マイナンバーカード 1階7・8番窓口 (市民課) 総合支所・支所 | |
| お子さんの住民票コード | 戸籍の届出窓口（市民課）で届出された 方は通知書を窓口にてお渡しします ※上記以外で届出された方は後日郵送します | | | 戸籍の届出 1階9番窓口 (市民課) 総合支所・支所 | |

保険

| | | | | | |
|---|--|---|--|---|--|
| お子さんが国民健康保険に加入する方 | 国民健康保険の加入 国民健康保険資格確認書の交付 | | | | |
| →出産した方が国民健康保険の方 | 産前産後期間の保険税の軽減申請 | ・母子健康手帳 | | | |
| ①出産した医療機関で「直接支払制度」 (※1) の手続をし、出産費用が50万円 (※2) に満たなかつた方 | 出産育児一時金の支給申請 | ・世帯主の口座がわかるもの ・世帯主の印鑑（認印可） <病院でもらった次の書類> ①の方 ・分娩費用明細書 ・出産育児一時金の医療機関 直接支払合意文書 ②の方 ・医療機関の領収書 ・出産育児一時金の医療機関直 接支払制度を利用しない合意 文書 | | 国民健康保険 後期高齢者医療のこと 1階2番窓口 (国民健康保険課) 総合支所 | |
| ②「直接支払制度」(※1) を利用せずに、 出産費用の全額を医療機関で支払った方 | | | | | |
| →出産した方が国民健康保険以外の方 | ※同様の制度があります。手続方法は、加入している健康保険の担当者に お問い合わせください。 | | | | |

※1 国民健康保険から医療機関へ出産育児一時金を直接支払う制度

※2 産科医療補償制度に加入していない医療機関では48.8万円

年金

| | | | | | |
|-------------------------------|---------------------------|---------------|--|----------------------------|--|
| 出産した方が国民年金加入中の方 | 産前産後期間に係る国民年金保険料の 免除申請 | ※受付窓口でご相談ください | | 国民年金のこと 1階3番窓口 (市民課) | |
| 出産した方又はその配偶者で障害基礎年金を 受給中の方 | 加算額の申請 | ※受付窓口でご相談ください | | | |

こども

| | | | | | |
|----------------------|--|---|--|-------------------------------------|--|
| 母子健康手帳への出生証明 | 母子健康手帳内の出生届出済欄の記載 | 母子健康手帳 | | 戸籍の届出 1階9番窓口 (市民課) 総合支所・支所 | |
| 児童手当を申請する方 | 児童手当の申請 ※公務員世帯の方は、勤務先で申請して ください ※出生の翌日から起算して15日以内 ※必要なものがそろっていなくても 窓口へお越しください | ・請求者の口座がわかるもの ・マイナンバーが確認できる書類等 ・請求者の健康保険証 | | | |
| ひとり親家庭等のご相談 | 児童扶養手当の額改定請求 ひとり親家庭等医療費助成の 相談・申請 | ※受付窓口でご相談ください | | | |
| 子ども医療費助成を申請する方 | 子ども医療費助成の申請 ※必要なものがそろってから 窓口へお越しください | ・子の健康保険がわかるもの | | 子育てのこと 1階14番窓口 (こども課) | |
| 出生届セットの配布 | 予防接種や産婦健診、1か月児健診など の案内を行います。 | 母子健康手帳 | | | |
| 生後1年以内に保育園等に入園を希望する方 | 保育園の入園相談 | | | | |
| 保育園等に入園しているお子さんがいる方 | 保育理由の変更 | ※受付窓口でご相談ください | | | |
| 出産された方で養育医療意見書をお持ちの方 | 養育医療給付の相談・申請 | | | | |
| 体重が2,500g未満のお子さんがいる方 | 低体重児出生届の届出 | 母子健康手帳 | | | |

その他

| | | | | | |
|--------------|-----------|---------------|--|--|--|
| 市営住宅に入居している方 | 市営住宅の同居手続 | ※受付窓口でご相談ください | | 県北住宅管理センター (日向営業所) 原町4丁目120番地6 0982-57-3151 | |
|--------------|-----------|---------------|--|--|--|

ご誕生おめでとうございます



市代表電話番号

0982-52-2111

開庁時間 朝8時45分～夕方4時30分

(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)



〒883-8555
日向市本町10番5号

《東郷総合支所》
日向市東郷町山陰辛273番地1
0982-69-2111

《細島支所》
日向市大字日知屋古田町61番地1
0982-52-2601

《岩脇支所》
日向市大字平岩737番地2
0982-57-1001

《美々津支所》
日向市美々津町3432番地1
0982-58-1101

なお、総合支所・支所では受付していないものがあります。内側の表でご確認ください。

日向市ホームページ <https://www.hyugacity.jp/>



手続チェックシート

出生

出生手続ガイド

質問に答えることで、該当する手続を確認することができます。



出生手続ガイド二次元コード

お子さまが生まれたら14日以内に届出してください

出生届

《届出に必要な物》

- ・医師、助産師等が作成した出生証明書付き出生届
- ・母子健康手帳

関連する手続は内側にあります

必要な書類がそろわない手続は、後日あらためてご来庁いただく場合があります。

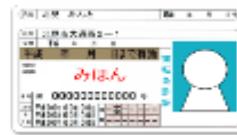
出生届を提出後、お子さまが生まれたことが記載された戸籍証明書がとれるまで5～7営業日かかります。

本人確認書類

市役所で手続の際は本人確認をします
本人確認書類の提示をお願いいたします

1点で
本人確認
できるもの

〈官公署が発行した、顔写真付きで身分を証明できるもの〉



運転免許証

そのほか

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など



マイナンバーカード

2点で
本人確認
できるもの

- ・年金手帳※
- ・介護保険証
- ・健康保険資格確認書
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

※年金手帳は令和4年4月1日に廃止されました
引き続き本人確認書類としてご利用いただけます。

代理人の方が手続をすることは
1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続ができるかどうか、手続の対象となる方との関係や
委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続の場合は、手続の対象となる方の
マイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。